

憲法の改正等に関する手続き法案とメディアの関係について

平成18年12月12日

日本放送協会

(1. NHKの基本姿勢)

自主自律の立場で、公平・公正に的確な情報をわかりやすく放送。
放送法やNHKの国内番組基準等に基づき、視聴者の要望に応える。

(2. メディアと意見広告)

一般論として、メディアにおける意見広告は原則自由。
放送される賛否の量が著しく偏らないような仕組み作りが必要。

(3. 投票一週間前からの広告制限)

NHKは、放送法で、広告放送が禁止されている。
一般論として、放送事業者の自主的・自律的な判断がまず前提。
投票直前に広告放送が禁止されることが適切か、さらに議論が必要。

(4. 政党だけに無料放送を認めること)

国会に議席を有する政党だけで適当なのかどうか、さらに議論が必要。
他の団体に認める場合の判断基準について、さらに具体的な検討が必要。

(5. 無料放送の割当基準について)

賛否の意見が平等になるよう、修正を検討されるものと理解。

(6. 広報協議会の設置)

広報協議会を国会に設置することは理解。
報道の自由への配慮が必要。

(7. 広報協議会の構成)

構成や役割、具体的な内容などについては、検討の余地。
委員の数は、改正反対の委員への配慮をさらに検討する必要も。
組織の面では、外部の有識者などから成る専門部会の設置の検討も。

(8. 国民投票公報について)

さまざまな資料を多角的に、わかりやすく掲載する必要。
協議会に専門部会を作り、具体的な作業を想定しながら、詳細な検討を。